

この報告書により、農地所有適格法人の要件1~4を満たしているか確認します。

会社法人用記載例

農地所有適格法人報告書

{ 自 令和●●年●●月●●日 }
{ 至 令和●●年●●月●●日 }

今回、報告する法人の事業年度を記載

○報告書を農業委員会へ提出する日付を記載してください
○法人の事業年度終了後3ヶ月以内に提出してください

令和●●年●●月●●日

東広島市農業委員会会長 様

要件1 法人形態要件

- ①~⑤に当てはまるか確認します。
- ①株式会社(株式譲渡制限会社(公開会社でない)に限る)
- ②合名会社 ③合資会社 ④合同会社
- ⑤農事組合法人

法人名 株式会社●●●●ファーム

代表者の氏名 代表取締役 ●● ●●

主たる事務所の所在地 東広島市●●町●●●●番地

電話番号 (082) 444-1111

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 経営面積 ← 法人の所有農地、利用権設定農地面積を、市町村別に記載

市町村名	田 (㎡)	畑 (㎡)	採草放牧地 (㎡)
東広島市	578,000	20,000	
●●市	28,000	8,000	
▲▲市			1,000
計	606,000	28,000	1,000

2 農地法第2条第2項 事業の状況

要件2 事業要件

農業(農業関連事業を含む)の売上高が、総売上高の過半(半分を超える)か確認します。

農業以外の事業が無いときは記入不要

年度	農業売上高(円)	左記農業に該当しない事業		
		売上高(円)	事業の内容	
3年前(実績)	48,352,740 前々回の決算額	米 粗収益の5割を超えると認められるものの作目を記入。単独で5割を超えない場合は粗収益の多い作目から順に3つを記入。	農作業の受託、 ・農産物を原材料として使用する製造又は加工 ・農産物の貯蔵、運搬又は販売 ・農業生産に必要な資材の製造 ・農作業の受託	駐車場賃貸事業、除雪等
2年前(実績)	45,072,880 前回の決算額	大豆 野菜など	農産物を原材料として使用する製造又は加工など	駐車場賃貸事業、除雪等
1年前(実績)	43,819,860 今回報告の事業年度の決算額	米 大豆 野菜など	農作業の受託、農産物を原材料として使用する製造又は加工など	250,000 駐車場賃貸事業、除雪等
報告日又は見込み	42,000,000 (見込み) 営農計画による今期見込み	米 大豆	農作業の受託、農産物を原材料として使用する製造又は加工など	200,000 (見込み) 駐車場賃貸事業、除雪等

株主名簿の写を添付してください(農業法人に対する投資円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し(その有する議決権を記載したものを)を添付してください)。

3 農地法第2条第3項第2号
構成員全ての状況

今回報告の事業年度の
実績日数

配送や貯蔵、帳簿作成など
の管理業務等も含まれる

現事業年度の
見込み日数

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況			
		農地等の提供面積 (m ²) 権利の種類	面積 (m ²)	農業への年間従事日数 直近実績	見込み
要件①の例 ●●●● 賃借権、使用貸借権	100	賃借権	9,500	240	220
●●●●	50			200	200
要件④の例 ●●●● 中間管理機構を通した場合	50	賃借権(中)	6,500	140	160
●●●●	70	賃借権	2,800	180	200
●●●●	50			0	0

要件3 議決権要件
①～⑥に当てはまる構成員が議決権の過半(半分を超える)か確認します。
①法人に農地を提供した個人
②法人の農業常時従事者(原則年間150日以上)
③法人に基幹的な農作業を委託した個人
④中間管理機構を通して法人に農地を貸し付けている個人
⑤農地中間管理機構、農協
⑥農業法人投資育成事業を行う承認会社(投資円滑化法第10条)

要件③の例
作業を委託している場合

要件②の例
常時従事者は農業に
原則年間150日以上従事

※「別紙のとおり」と記載し、別紙に全組員を記載したものでも可。

議決権の合計

320

農業関係者の議決権の割合

80%

※全株式数400のうち、320株を農業関係者が保有しているため、議決権割合は80%

上記の表に記入した年間従事日数の合計

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数: 760 日

※法人に農地等の権利を提供しておらず、また、法人の農業にも従事していない構成員が、基幹的な農作業のすべてではなく、一部の農作業のみ法人へ委託している場合は、「農業関係者以外の者」となります。

(2) 農業関係者以外の者(1)以外の者

氏名又は名称	議決権の数	備考
株式会社●●●●	60	農業用機械の製造・販売業
●●●●	20	

【農業関係者以外の者に法人がいる場合】
①食品製造・販売業 ②食品卸売業 ③食品小売業
④サービス業(飲食) ⑤輸送業 ⑥観光業
⑦農業生産資材の製造・販売業
⑧農業用機械の製造・販売業 ⑨農畜産業
⑩その他(※①～⑨のいずれにも該当しない場合)

議決権の合計

80

農業関係者以外の議決権の割合

20%

※全株式数400のうち、80株を農業関係者以外が保有しているため、議決権割合は20%

※(1)及び(2)の議決権の割合の合計が100%となるよう記入してください。

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

株式会社では取締役、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）では業務を執行する社員

4 農地法第2条第3項第1号の理事等及び重要使用人のうち

当該理事などがその法人の構成員である場合に「○」を記載

配送や貯蔵、帳簿作成などの管理業務等も含まれる

ほ場での肥培管理、草刈等の作業日数

(1) 理事等の農業（労務管理や市場開拓等も含む）・農作業への従事状況

氏名	住所	構成員	役職	年間農業従事日数			
				年間農業従事日数		うち農作業従事日数	
				直近実績	見込み	直近実績	見込み
●● ●●	東広島市●●町●●▲▲番地	○	代表取締役	240	220	180	160
●● ●●	東広島市●●町●●▲■番地●	○	取締役	200	200	120	150
●● ●●	東広島市●●町●●■●番地▲	○	取締役	140	160	50	100
●● ●●	東広島市●●町●●▲●番地■	○	取締役	180	200	100	100

要件4 役員要件

- ①～②の両方に当てはまるか確認します。
- ①理事の過半（半分より多く）が農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間150日以上）する構成員であること。
- ②役員または重要な使用人のうち1人以上が原則60日以上農作業に従事すること。

農業全般の従事日数150日以上
の理事が半数より多い
(例) 4人の理事→3人が150日以上

農業従事日数のうち、農作業従事日数60日以上が1人以上
(例) 4人の内1人が60日以上

(2) 法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人のうち農作業に従事する者

氏名	住所	役職	年間農業従事日数			
			年間農業従事日数		うち農作業従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
<p>(1) の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。</p>						

5 その他参考となるべき事項